

固定資産税関連の証明書の様式等が 変更になります。

令和4年1月4日より順次、固定資産税・都市計画税に関する各種証明書等の様式、申請の際に必要な書類等および納税にかかる通知類が変更になります。

◎ 令和4年1月4日（火） 以下の証明書の様式が変わります。

証明書の種類	主な変更点
評価証明書	課税・非課税の土地・家屋が、同一の証明書に記載されます。 (以前は、課税と非課税で証明書が分かれていました)
公課証明書	
名寄帳	非課税の土地（公衆用道路等）が記載されます。 (以前は、非課税の土地は記載されませんでした) 償却資産について、資産種類ごとの決定価格と課税標準額が記載されます。

※システムから出力するその他の証明書もレイアウトの変更があります。

◎ 令和4年4月1日（金）より申請方法を一部見直します※1

弁護士および司法書士が、代理人として評価証明書等を申請する場合

- 証明書取得を委任する旨が記載されている、委任状等が必要です。
- 本人確認書類は、①運転免許証等の写真付き公的身分証明書等※2、②弁護士の身分証明書等または補助者証（写真付き）、③司法書士会会員証または補助者証（写真付き）、①と、②または③の合計2点をご提示ください。

統一書式を用いて評価証明書の申請をする場合のみ委任状は不要です。

※1 令和4年4月1日より、青梅市の固定資産税等に関する証明事務の取扱基準を改正

※2 青梅市窓口等における本人確認に関する事務取扱規則で定めるとおり

◎ 令和4年度の納税通知書および課税明細書について

5月上旬送付予定の納税通知書等についてもレイアウト変更を予定しております。詳細は今後ホームページ等にて周知いたします。

問合せ先 青梅市役所 市民部 資産税課

電話番号 0428-22-1111

(土地係 内線2184、家屋係 内線2181、償却資産担当2183)